

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します～

労働施策総合推進法において、事業主に対するパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が規定され、令和4年4月1日からは中小企業にも義務化されることから、広く社会一般に周知を図る必要があります。

そこで、静岡労働局では、中小企業への適用拡大と併せて、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施するとともに、「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します。



【ハラスメント対応特別相談窓口】

○設置期間 令和3年12月1日～令和4年3月31日（土日祝日を除く）8：30～17：15

○相談窓口 静岡労働局雇用環境・均等室 TEL：054-252-5310

○相談対応内容 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談のほか、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生等からのハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等。



【静岡労働局公式 Youtube チャンネルのご案内】

令和4年4月1日から中小企業にも全面適用となるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務について、具体的な取組例を盛り込んだ解説動画を掲載しています。

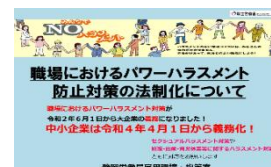
〈静岡労働局公式 YouTube チャンネル〉

→<https://www.youtube.com/channel/UCZwV6fh3mDxRkaBwY59187A>

静岡労働局ホームページ

静岡労働局公式 Youtube チャンネル

検索



【「あかるい職場応援団」のご案内】

厚生労働省ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント事例動画等を掲載しています。

→<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/movie/index>

～ハラスメントのない、働きやすい職場をみんなで作りましょう！！～